

福井しあわせパラ☆スポーツデー
団体輸送経費補助 要項

(目的)

- 1 この要項は、福井しあわせパラ☆スポーツデー（以下「イベント」という）に参加する者の輸送に要する経費の補助について定める。

(補助対象者)

- 2 補助対象者は、住居、学校、障がい福祉サービス事業所または勤務地等（以下「住居等」という。）からイベント会場まで参加者を輸送する特別支援学校、障がい福祉サービス事業所、市町および障がい者関係団体とする。

(補助対象経費)

- 3 補助対象経費は、次の(1)から(3)の全てを満たす経費とする。
 - (1) イベントに参加する者を、住居等からイベント会場まで輸送する経費
 - (2) 自動車1台につき、参加者5名以上を一度に輸送する経費
 - (3) 車両の使用料および高速道路の通行料金。この場合の使用料とは、借上車両にあっては借上実費とし、個人、障がい福祉サービス事業所および障がい者関係団体が所有する車両にあっては、補助対象者の所在地とイベント会場とを直線で結んだ往復距離1kmにつき50円を乗じた額とする。

(補助額)

- 4 上記3の額に0.4を乗じた額と50,000円とのいずれか低い額とする。この場合において、百円未満の端数はこれを切り捨てる。

(交付申請)

- 5 補助金の交付を申請しようとする者は、令和5年9月6日(水)までに、交付申請書（別紙様式1）をしあわせ福井スポーツ協会に提出しなければならない。

(実績報告および検査)

- 6 上記5の交付申請をした者は、令和5年10月13日(金)までに、借上費請求書や高速道路通行料金の領収書（いずれも写しで可）等、補助額の積算根拠を確認できる資料等を添付のうえ、実績報告書（別紙様式2）をしあわせ福井スポーツ協会に提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金の請求)

- 7 上記6の検査に合格した者は、補助金請求書（別紙様式3）をしあわせ福井スポーツ協会に提出し、補助金の支払いを受けるものとする。しあわせ福井スポーツ協会は申請者からの適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(附則)

この要項は、令和5年8月9日から施行する。